

催 し



<町内の催し>

第10回ホテル鑑賞とミニコンサートの夕べ

「ホテル100万匹の夢と感動と緑豊かな自然再生を通じて次世代に誇れるまちづくり」を目指す「夏まつり」です。

日7月4日(土)・5日(日)小雨決行(雨天中止)いずれも午後5時30分～8時30分 場まつぶし緑の丘公園

内ホテル鑑賞、ミニコンサート、各種模擬店など【主催】NPO法人松伏公園都市づくり協会

問ホテル担当：横川 勲

☎090-3103-9057

責任者：若盛 正城 ☎991-4865

<県内の催し>

第2回松伏町消防団・吉川市消防団消防操法大会

有事の際に備え、日々行っている訓練の成果を発表する機会として、消防操法大会を実施します。

日7月5日(日)午前9時～正午

場吉川運動公園(吉川市きよみ野1-5)

問吉川松伏消防組合警防課

☎048-982-3968

埼玉県内市町村職員採用合同説明会

合同説明会は、市町村ごとに設置するブースで、市町村の特色や仕事の内容、職員の募集内容などを、人事担当者から聞くことができます。

この合同説明会に松伏町もブースを設置します。

日7月9日(木)午後1時～6時(入場：5時まで)

場さいたまスーパーアリーナ(JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線 さいたま新都心駅下車徒歩すぐ、JR埼京線 北与野駅下車徒歩7分)

費無料

問彩の国さいたま人づくり広域連合 人材開発部 市町村職員担当

☎048-664-6681

☎<http://www.hitozukuri.or.jp/navi/event/>

募 集



<県の募集>

第2回埼玉県警察官採用試験

【試験区分】 I 類(男性70人、女性15人)、II 類(男性10人、女性5人)、III 類(男性100人、女性15人)、武道・体育指導 I 類(柔道1人、剣道2人)

【申込受付期間】 持参・郵送：8月7日(金)～26日(水)(消印有効)、インターネット受付：8月7日(金)～25日(火)午後5時

【第一次試験日】 9月20日(日)

申・問埼玉県警察採用センター

☎0120-373514

吉川警察署 ☎048-958-0110

<その他の募集>

彩の国ボランティア体験 高校生1日保育士体験募集

子どもたちとのふれあいを通して、保育士の仕事を体験してみませんか？

日7月28日(火)・29日(水)のいずれか1日 午前9時～午後1時

場町立第一保育所

対・定町内在住・在学の高校生10名(1日5名)(申込み順)

申・問7月6日(月)から松伏町社会福祉協議会(☎991-2701)へ。

普通救命講習 I・II 参加者募集

日7月26日(日)午前9時～正午(II は午後1時)

場吉川南分署(吉川市美南2丁目4番地)

内成人を対象とした心肺蘇生法、AEDの手順など

※ I は3時間、II は4時間講習で実技・筆記試験があります。(II は、ホームヘルパーなど一定の頻度で応急手当を行うことが期待される方が対象)

定20名(申込み順)

申7月6日(月)～17日(金)

問吉川松伏消防組合警防課

☎048-982-3968

平成27年度慰霊友好親善事業 参加者募集

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

この事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くされた戦没者の遺児を対象として、父等の戦没された旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

費1人10万円

申・問埼玉県遺族連合会

☎048-829-2025

※申込締切日・日程などについては、(財)日本遺族会事務所(☎03-3261-5521)へ。

7月15日(水)～24日(金)夏の交通事故防止運動を実施します

◆松伏町重点目標/自転車の安全利用の推進
◆問合せ/吉川警察署TEL 048-958-0110

総務課 991-1895

お知らせ



<町のお知らせ>

平成27年度松伏町交通指導員の登録を受付します

平成27年度中に松伏町交通指導員として働きたい方の登録を受付します。

対 20歳以上65歳未満の方

内 **【採用】** 交通指導員に欠員が生じた場合、適宜、登録者の中から選考します(その際は履歴書を持参いただき、面接を行います)。

【職務】 主に登校時における立哨指導、交通安全運動などにおける啓発活動など **【任期】** 委嘱日から2年間(再任可、条件あり) **【報酬】** 月額31,500円

※登録は、平成27年度内に限り有効です。

問 総務課 ☎991-1895

国民健康保険被保険者証の更新時期です

7月下旬に、新しい被保険者証を世帯主あてに送付します。現在、ご使用の被保険者証は、7月31日(金)で使用できなくなりますのでご注意ください。

ただし、保険料の納付状況によって短期被保険者証又は資格証明書を交付する場合があります。

問 住民ほけん課 ☎991-1868

国民健康保険税納税通知書を送付します

7月上旬に、平成27年度の納税通知書を世帯主あてに送付します。国民健康保険税は、被保険者(加入者)一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主

が納めます。

【普通徴収の納期限(年間8回)】

【第1期】7月31日(金)【第2期】8月31日(月)【第3期】9月30日(水)【第4期】11月2日(月)【第5期】11月30日(月)【第6期】12月25日(金)【第7期】平成28年2月1日(月)【第8期】2月29日(月)

国民健康保険税の納付は便利な「口座振替」をご利用ください。

問 住民ほけん課 ☎991-1868

国民年金保険料の納付忘れにご注意!

日本年金機構から届く納付書により毎月の保険料を納期限までに納めていただくことになっていきます。

保険料を納期限までに納めていない場合、「年金事務所から保険料の督促通知などが本人や納付義務者に送付される」「将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなる」「年金が受け取れなくなることがある」という事態が発生します。また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合、障害及び遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

【保険料免除・猶予制度】

失業や経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付が**免除・猶予(30歳未満が対象)**となる制度があります。

▶申請受付 7月1日から

▶対象期間 7月～平成28年6月

※申請時点から2年前の期間についても遡及して申請できます。なお、希望をされる申請時の申請者と配偶者、世帯主の所得が審査の対象となります。

問 住民ほけん課 ☎991-1870

春日部年金事務所

☎048-737-7112

(音声ダイヤル②(国民年金))

介護保険料納入通知書を送付します

介護保険制度は、40歳以上の方に加入が義務付けられている公的保険です。

■第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

市町村民税の課税状況や前年の収入・所得、4月1日現在の世帯状況に応じて決定します。

保険料の納付方法は、「普通徴収(納付書又は口座振替)」と「特別徴収(年金天引き)」があります。

▶普通徴収の方には、7月上旬に平成27年度分の納入通知書を送付します。

▶特別徴収の方には、9月上旬に特別徴収開始通知書(本徴収)を送付します。

■第2号被保険者(40歳から64歳までの方)の介護保険料

健康保険料(料)と一体で納めていただいております。健康保険料額によって異なります。

問 住民ほけん課 ☎991-1886

後期高齢者医療保険料納付通知書を送付します

■平成27年度の保険料額が確定しました

保険料率【均等割額】	42,440円
【所得割率】	8.29%
【上限】	57万円

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに賦課されます。保険料の納付方法は、普通徴収(納付書又は口座振替)と特別徴収(年金天引き)があります。

▶普通徴収の方には、7月中旬に平成27年度分の納付通知書を送付します。

▶特別徴収の方には、7月下旬に特別徴収開始通知書(本徴収)を送付します。

※現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証は、7月31日(金)で使用できなくなります。7月中旬に新しい保険証を個々の被保険者あてに簡易書留で送付します。

☎住民ほけん課 ☎991-1884

臨時福祉給付金について

平成26年度に引き続いて、次のとおり臨時福祉給付金を支給します。

【対象者】 基準日(平成27年1月1日)に松伏町に住民票があり、平成27年度分町民税(均等割)が課税されていない方。ただし、課税されている方の扶養となっている方、生活保護制度の被保護者となっている方などは、支給対象外となります。

【前回(平成26年度)との違い】【支給額】 1人につき6,000円を1回支給(前回は10,000円)【加算】なし(前回は、老齢基礎年金などを支給されている場合に、5,000円を加算して支給)【その他】子育て世帯臨時特例給付金との併給可(前回は、臨時福祉給付金を受給した場合は子育て世帯臨時特例給付金の受給は不可)

【申請手続き・時期】 申請受付・支給開始に向けて、現在準備中です。詳しい内容については、決まり次第広報紙や町ホームページでお知らせします。

☎福祉健康課 ☎991-1872

子ども医療費受給資格証の更新について～小中学生のお子さんの受給資格証の更新時期です～

■小中学生のお子さんの保護者の方
小中学生のお子さんの「子ども医療費受給資格証(就学児用)」は、毎

年8月に更新します(再度登録申請は不要)。7月下旬頃に、8月からお使いいただく新しい受給資格証を送付します。

ただし、町税などに未納のある方については、通院医療費を助成できない場合があります。その場合は、支給停止通知と入院医療費用の受給資格証を送付します。

■小学校就学前のお子さんの保護者の方

就学前のお子さんの「子ども医療費受給資格証(乳幼児用)」は、認定から6歳の誕生日後の最初の3月31日までお使いいただけます。支給制限はありません。

お子さんが就学するときに、就学児用の受給資格証の交付申請が必要です(小学校に入学する年の1月頃に受給資格登録申請書を送付します)。

☎福祉健康課 ☎991-1876

<その他のお知らせ>

松伏町得とく商品券について

2次販売(予約不要・先着順)を8月上旬から実施する予定です。詳細は、広報8月号の折込チラシでお知らせします。商品券が使用できる店舗については商工会にお問い合わせいただくか、店舗一覧を商工会ホームページ(<http://www.ma224.net/>)に掲載していますのでご覧ください

☎松伏町商工会 ☎992-1771



サマージャンボ宝くじ発売

今年、サマージャンボ宝くじ史上最高額の1等・前後賞合わせて7億円!また、サマージャンボミニ7,000万も同時発売します。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

昨年のサマージャンボ宝くじ及びサマージャンボミニ6,000万の時効は、8月10日(月)です。期限がせまっていますので、お忘れなく!

【発売期間】 7月8日(水)～31日(金)

【抽せん日】 8月11日(火)

4月から生活困窮者自立支援制度が始まりました

失業・病気などさまざまな問題で生活に困っているかた、ひとりで悩まず、アスポート相談支援センター(支援センター)又は町福祉健康課へご相談ください。外出が難しい場合は、支援センターの相談員が訪問します。

生活困窮者は、自らSOSを出すことができない場合があります。周りに困っている人がいたら、支援センターに情報提供してください。

相談は無料です。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

☎アスポート相談支援センター埼玉東部 ☎048-720-8475

空間放射線量測定結果について

測定日/6月4日(木)第129回測定

	測定場所	測定値 (単位:μSv)
最小値	大川戸 農村センター	0.041
最大値	赤岩 農村センター	0.085

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

☎環境経済課 ☎991-1840